

紫友会会則

第1章 総則

第1条 千葉大学国際教養学部同窓会（以下、「本会」という。）は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会は「紫友会」と称し、本部事務所を千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33 千葉大学国際教養学部内に置く。

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。ただし特定の政治・宗教団体の活動には関与しない。

1. 会員名簿の管理
2. 会報の発行
3. 総会等の開催
4. 懇親会の開催
5. 千葉大学国際教養学部に対する支援
6. 前各項に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために適当と認められる事業

第4条 本会の設立年月日は2020年3月23日とする。

第2章 会員

第5条 本会は次の会員よりなる。

1. 本会員 千葉大学国際教養学部の卒業生。
2. 学生会員 千葉大学国際教養学部在籍する正規学生。
3. 賛助会員 千葉大学の現・旧教職員の内、希望する者。
4. 会友 千葉大学国際教養学部において一定期間在籍し、本人の申し出を受け、理事会で承認された者(留学生等を含む)。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 3名以上(但し、内2名は会計担当理事とする)
4. 監事 2名以上
5. 相談役 1名

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、理事並びに監事は、原則として総会で選任する。
2. 相談役は、理事会において推薦のあった者の中から総会で選任する。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会議を統括し、原則として総会及び理事会の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、予め定められた順序に従い会長を代理する。
 3. 理事は理事会において本会の事業につき審議し、会長の命により本会の事業を執行する。
 4. 監事は次の業務を行う。
 - (1) 会計を監査する。
 - (2) 業務執行の状況を監査する。
 - (3) 会計及び業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、臨時総会の招集を請求する。
 5. 相談役は、会長の求めに応じて会務や事業計画の推進に関して意見を述べる。
- 第9条 役員は任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。但し、役員は任期満了後も後任者の就任までその職務を続行する。役員に欠員が生じた場合は、これを補充することが出来る。その補充された役員は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第10条 本会は会の運営に必要な次の会議を開催する。

1. 総会
2. 理事会
3. その他必要な委員会等

第11条 総会は次のとおり定める。

1. 総会は会務にかかる重要事項を審議し、次の事項について決定する。
 - (1) 役員を選任
 - (2) 前年度の事業報告
 - (3) 前年度の決算報告の承認
 - (4) 会則の制定及び改廃
 - (5) 当該年度の事業計画の承認
 - (6) 当該年度予算の承認
 - (7) その他必要と認める事項
2. 総会は次のとおり招集する。
 - (1) 年に1回、会長が招集する。臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
 - (2) 会議の日程、場所、目的及び審議事項は、書面若しくは電磁的方法により、会員に予め通知することとする。
3. 総会の構成員と表決権等は次のとおり定める。
 - (1) 総会の構成員は会員とする。
 - (2) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
 - (3) 各会員の表決権は平等なるものとする。
 - (4) やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(5)前号の規定により表決した本会員は、総会に出席したものとみなす。

(6)総会の議事について、特別の利害関係を有する本会員は、その議事の審議に加わる
ことができない。

第12条 理事会は次のとおり定める。

1. 理事会は会務にかかる重要事項を審議し、次の事項について決定する。

(1) 総会から委任された事項

(2) 本会の会計・運営に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない事項

2. 理事会は次のとおり招集する。

(1)年に1回、年度当初及び必要に応じて会長が招集する。

(2)会議の日程、場所、目的及び審議事項は、書面若しくは電磁的方法により、理事会の
構成員に予め通知することとする。

3. 理事会は、次の各構成員の出席をもって成立する。

(1)会長 1名

(2)副会長 2名

(3)理事 理事総数の3分の2以上(但し、会計担当理事1名以上を含む)

(4)監事 2名

4. 理事会の審議と表決権について、次のとおり定める。

(1)理事会の議事は、構成員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決
するところによる。

(2)各構成員の表決権は平等なるものとする。

(3)やむを得ない理由のため理事会に出席できない構成員は予め通知された事項について
書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任す
ることができる。

(4)前号の規定により表決した構成員は、理事会に出席したものとみなす。

(5)理事会の議事について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の審議に加わる
ことができない。

第13条 第10条第3項記載の委員会等は、理事会の承認を得て、本会が行う活動の一部を実施す
ることができる。委員会の構成員は会員とし、理事を含むことができる。また、活動内容は議
事録等を通して会長に適宜報告することとする。

第5章 会計

第14条 本会の会計は、基本金及び経常費とする。

第15条 基本金は、入会費、終身会費及び寄附金等を充てる。

第16条 経常費は、基本金から生ずる利子及びその他の収入を充てる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 本会の収支予算は、理事会の承認を経て、総会の議決を得なければならない。

第19条 本会の収支決算は、監事による監査を受け、理事会の承認を経て、総会の承認を得なけ
ればならない。

第20条 学生会員は入会時に入会費(10,000円)及び終身会費(20,000円)を納入するものとする。

第21条 会員から納入された会費(入会費、終身会費、寄附金等)は、いかなる理由をもっても返還しない。

第6章 支部

第22条 本会は日本国内外を問わず地域ごとに支部を置くことができる。支部は支部規則を定め支部会員の氏名等を添えて会長に申請する。理事会で承認を得たのちに設置できる。

第23条 支部の事業活動は、総会に毎年報告することとする。

第24条 支部の廃止は、会長に申請し、理事会の承認を得ることとする。

第7章 学生幹事及び学年長

第25条 本会は活動の活性化及び迅速な情報共有を目的とし、入学年次毎に情報連絡等のとりまとめ役となる以下の役職を置くことができる。

1. 学生幹事 若干名
2. 学年長 若干名

第26条 学生幹事及び学年長の選任は次のとおりとする。

1. 学生幹事は学生会員の中から原則として国際教養学部長の推薦を受け、会長が委嘱する。
2. 学年長は会員の中から会長が委嘱する。

第27条 学生幹事の任期は1ヶ年、学年長の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

付則

第1条 本会則に関し必要な細則は、別に定めるものとする。

第2条 2016年度入学者ないし2019年度入学者は、各卒業式当日までに入会費(10,000円)及び終身会費(20,000円)を納入するものとする。

第3条 本会則は2020年3月23日に施行する。